

平成30年10月15日開催 東京地方裁判所委員会報告

「労働審判を中心とした労働事件について」

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 内藤 順也 (43 期)

平成30年10月15日に行われた第45回東京地方裁判所委員会についてご報告します。今回のテーマは「労働審判を中心とした労働事件について」でした。

1 裁判所からの説明

まず、東京地裁労働部の部総括裁判官から「東京地方裁判所における労働審判手続の概況」について説明がありました。

東京地裁労働部の最近の動向としては、平成29年の民事労働訴訟が、リーマンショック後、過去最高の事件数となり、本年も横ばいであること、労働審判手続申立ても平成30年に入ってから増加していること、高齢者や性同一性障害者等の雇用問題、有期雇用の問題等の社会的に注目される事案やハラスメントによる損害賠償請求との複合事案等複雑な事案が増加していること等について言及がありました。

労働審判手続の説明においては、全地裁でみると、労働者側、使用者側の労働審判員がそれぞれ756人、750人おり（東京はいずれも194人）、そのうち女性の割合が労働者側で6.7%、使用者側で4.4%と低い点が気になりました。

労働審判手続の審理回数（東京地裁労働部の平成29年の結果）については、1回の審理期日で終了したのが40.7%、2回が38.2%、3回が19.8%となっており、初動重視型の審理となっていることの説明がありました。

労働審判手続の課題としては、当事者による適切な手続を選択してもらうこと、専門性を維持・確保すること（そのための裁判官、労働審判員のスキルアップの必要性）、迅速・円滑な手続（初動重視型審理）の推進、事件数の増加傾向への的確な対応が挙げられました。

2 質疑応答

その後、委員からの意見、質問が出され、東京地裁からの回答、説明がありました。以下、その内容をいくつか紹介します。

- 労働審判手続は、1回の審理で終了する事案が多い（40.7%）一方、審理終了までの期間は平均77.36日かかっている。これは、第1回期日を充実させる（主張、証拠調べを終え、調停にまで入る）ため、第1回期日までの期間については、相手方の準備も考えて、柔軟に対応していることにもよる。
- 1回の審理で終わらせることができる他の理由としては、弁護士選任率が高く（全地裁の労働審判について、申立人側で86.3%、相手方側で86.2%）、両当事者の代理人の多くが経験豊富であることもあげられる。
- 労働審判手続から訴訟に移行した場合、特に審判に異議申立てがあった場合に、裁判官の心証が訴訟に引き継がれてしまうのではないかという懸念については、制度上、訴訟手続に審判手続の結果は引き継がれず、また、審判手続における心証が事実上訴訟に影響することはあり得るので、東京地裁では、審判の担当裁判官が訴訟を担当しないことになっている。
- 女性の労働審判員が少ない点については、平成28年には女性の労働審判員が65人であったのが、平成30年には84人に増えている。他方で、地裁によっては女性の労働審判員が全くいないところもあり、最高裁として、男女共同参画の観点から推薦母体に特段の配慮をしてもらっている。

3 次回のテーマ

次回の東京地方裁判所委員会（平成31年2月12日）のテーマは「刑の執行猶予と保護観察について」です。また、裁判所からは、次々回の委員会のテーマを、数人の委員から要望のあった「裁判所の広報について」にしたいとの意向が示されました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207